

さっぽろ圏U I J ターン就職活動支援交通費補助金交付要綱

(目的)

第1条 札幌市は、さっぽろ連携中枢都市圏ビジョン掲載事業として、札幌市を含む近隣12市町村（以下「圏域」という。）に所在する企業の人材確保と道外大学生等のU I J ターン就職の促進を図るため、道外大学生等が就職活動のために北海道外の居住地から圏域内で実施される採用面接もしくは採用試験又はインターンシップに参加するために要する交通費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、札幌市補助金等の事務取扱に関する規程（昭和36年6月29日訓令第24号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

(1) 圏域

札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町及び長沼町をいう。

(2) 道外大学生等

北海道外に所在する大学（大学院を含む。）、短期大学、高等専門学校、専修学校等の学生であって、北海道外に居住する者をいう。

(3) 採用面接又は採用試験

圏域内に所在する企業が実施する採用面接又は採用試験（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に規定する短時間労働者としての採用を前提とするものを除く。）をいう。

(4) インターンシップ

圏域内に所在する企業が実施するインターンシップをいう。ここでいう「インターンシップ」には企業単独で実施する5日未満の会社説明会や仕事体験等を含む。

(補助対象者)

第3条 補助の対象者は、道外大学生等であって、札幌U I ターン就職センターに登録した上で、採用面接若しくは採用試験又はインターンシップに参加するために北海道外の居住地と圏域内の会場を移動する者のうち、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団に関与していない者とする。

(補助要件)

第4条 補助の対象となる要件（以下「補助要件」という。）は、別表1に掲げるとおりとする。

(交付基準)

第5条 補助金の交付基準は、別表2に掲げるとおりとする。

(交付申請)

第6条 規程第3条第1項に規定する申請書は、別紙様式のとおりとし、採用面接もしくは採用試験又はインターンシップ終了日（複数ある場合は、一番遅い日）から起算して1年以内に、札幌UIターン就職センターを経由して札幌市長に提出するものとする。ただし、申請者は申請日時時点で学生であること。なお、申請書は札幌UIターン就職センターに到着した順に受付けをすることとし、書類に不備があった場合は速やかに修正することとする。

(交付決定)

第7条 札幌市長は、前条の規定に基づく申請が、第4条に規定する補助要件に該当するものと認めるときは、補助金の交付額を決定し、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第8条 札幌市長は、前条の規定に基づき交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) 規程及びこの要綱の規定に違反したとき
- (2) 不正又は虚偽の申請により、補助金の交付決定を受けたとき

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は札幌市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年（2024年）4月1日から施行する。

別表1 補助要件

補助要件	<p>(1) 採用面接又は採用試験 1社以上のさっぽろ圏内企業の面接・試験を受ける者</p> <p>(2) インターンシップ 1社以上のさっぽろ圏内企業のインターンシップに参加する者 なお、以下のいずれかに該当する場合は対象外とする。</p> <p>① 公務員試験（国、道、市町村）を受験する場合</p> <p>② 行政機関等の面接試験やインターンシップに参加する場合</p> <p>③ その他、札幌市長が不相当と判断した場合</p>
------	---

別表2 交付基準

補助対象経費	<p>(1) 道外大学生等が、圏域内での就職活動のため採用面接もしくは採用試験又はインターンシップに参加するために申請者の居住地からさっぽろ圏内企業との面接地又はインターンシップ地までの往復の移動に要した交通費（航空機、鉄道、高速バス、フェリー等）を補助対象経費とし、これらに1/2を乗じた額又は申請者の居住地に応じて以下の補助限度額のいずれか低い額を支給する。 なお、移動経路は、経済的合理性を有するものに限るものとし、新幹線のグリーン料金、片道100km未満の鉄道移動にかかる座席指定料金及び特別急行料金、片道50km未満の鉄道移動にかかる普通急行料金等は補助対象外とする。また、航空機においては、普通席にかかる経費のみを対象とする。</p> <p>(2) インターンシップの参加者については、(1)に掲げる額に、それぞれ以下の額を加えて支給する。 ただし、インターンシップ実習先が実際に2市町村以上への移動が伴うものに限る。</p> <p>① 2市町村の企業に参加する場合 2,000円</p> <p>② 3市町村以上の企業に参加する場合 5,000円</p> <p>(3) 採用面接もしくは採用試験又はインターンシップを実施した企業から、交通費の一部の支払いを受けた場合は、(1)に定める対象経費から当該金額を除いた額に対して補助率を乗じるものとする。</p> <p>(4) 国、都道府県、市町村その他公的支援機関等から本補助金と同主旨の補助金の交付を別途受けている場合は、補助対象外とする。</p> <p>(5) 移動と宿泊が一体となった旅行商品についても対象とする。ただし、札幌市職員等の旅費に関する条例（昭和26年6月21日条例第31号）別表1（5等級）に規定する宿泊料（1泊につき11,300円）を除く交通費相当額を対象とする。</p>
補助率	<p>1/2 (ただし、100円未満切り捨て)</p>

補助限度額	申請者の居住地に応じ、それぞれ以下のとおりとする。 (1) 東北・関東・中部地方 (12,000 円) (2) 近畿・中国・四国地方 (14,000 円) (3) 九州・沖縄地方 (18,000 円) 一人につき、年度内 2 往復まで申請可能
-------	---